



世界の舞台で初優勝！ 柔道の高橋和彦選手

先月開催され、世界の強豪が闘った柔道のグランドスラム東京大会で、一の宮出身の高橋和彦選手（24歳、新日鉄所属）が見事、100kg級で優勝しました！4月の選抜体重別選手権大会、11月の講堂館杯でも優勝しており、大変輝かしい活躍の数々に、子ども時代練習していた一の宮町の道場でも喜びに沸いています。特に今大会決勝戦で、アテネ五輪メダリストの鈴木桂治選手を大外落として一本勝ちしたことさらに注目を浴びました。

これからも世界を相手に一生懸命頑張る高橋和彦選手に、ふるさとか声援を送りましょう！

阿蘇高校出身緒方亜香里選手も優勝！

高橋選手と同じくグランドスラム東京大会で、昨年阿蘇高校を卒業したばかりの緒方亜香里選手（筑波大学1年）が、女子78kg級で優勝しました。実業団の穴井さやか選手を四方固めで一本勝ちで下し、なんと19歳で、世界の選手が競う大会で頂点に立ちました。緒方選手は10月に世界ジュニア、11月の講堂館杯で優勝を決めており、日本を担う若手選手の第一人者として期待されています。



阿蘇高校時代の緒方選手

平成21年分の所得税の申告をe-Taxで提出すると特典があります

国税電子申告・納税システムe-Taxは1月18日から24時間の利用ができます。

特典

- ①最高5,000円の税額控除を受けることができます！（平成19年分又は平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方を除く。）
- ②医療費の領収書や源泉徴収票等の提出または、提示を省略できます！（内容確認のため3年間、提出または、提示を求めることがあります。）
- ③e-Taxで申告された還付申告は早期処理（概ね3週間で還付）しています！

『今年は自宅からネットで申告！』

www.e-Tax.nta.go.jp

詳しくは、阿蘇税務署 ☎ 22-0551へお問い合わせください

平成21年中にマイホームを新築・購入された方へ

平成21年中に入居し、所得税の住宅ローン控除を受ける方で、所得税から控除しきれなかった税額がある場合は、その引ききれなかった税額を平成22年度の個人住民税において住宅ローン控除することができます。この制度の適用は、所得税の確定申告をすることで市への申告は不要となります。



また、平成11年から平成18年までの間に入居した方についても、これからは申告が不要となりました。ただし、確定申告または年末調整がお済みでない方は、平成22年3月15日までに申告していただく必要があります。

問い合わせ先

税務課市民税係 ☎ 22-3148